

[改訂共通事項]

- ①「確認書（全文版）」において使用する主要法令等の略称の凡例を記載した（表紙の次のページ）。
- ②既にHP公開中の「監査役職務確認書の利用ガイド」から一部抜粋し、【ご利用に当たっての留意点】を記載した（表紙の次のページ）。
- ③「確認書（全文版）」において従来[主な関連法令等]に記載していた会社法令等の条文番号について、[説明][監査のツボ]に記述されている文章の趣旨がその法令等を根拠にしている場合、その法令等の略称・条文番号を当該文章の末尾に（ ）書きで付記した。「新旧対照表」には[説明][監査のツボ]の文章の改訂を行った場合に限り記載している。それ以外の付記の状況は「確認書（全文版）」を参照していただきたい。
- ④上記③の処置をした結果、[主な関連法令等]欄における会社法令等の条文番号は削除した。欄を[参考]と改称し、本文に関連する「監査役監査基準」（日本監査役協会 2021年12月16日改定）及びCGコード等について、その条文番号・小見出しを記載している。新規設定以外は、新旧対照表への表記を省略している。
- ⑤文脈を整えるためや単なる誤字の修正については、新旧対照表への記載を省略している場合がある。
- ⑥【コロナ禍を踏まえた監査役職務確認書[監査のツボ]補足】（2021年3月公表）は、監査等委員（会）職務確認書委員会と共同で記述内容の改訂を行った。表題を【コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点】とし、HPに公表した。

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

I-1. 監査計画及び職務の分担

p. 3 ~ p. 4

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
説明	(1) 監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画である。策定にあたって監査役（会）は、前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等及び会計監査人と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。	(1) 監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画である。策定にあたって監査役（会）は、前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等及び会計監査人と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。 監査役会設置会社の場合、監査役会で決定する必要がある（会社390②三）。	監査役会設置会社の場合、監査計画の決定は、会社法390条2項3号（監査の方針、業務・財産の調査等の方法その他の監査役の職務執行に関する決定）に該当すると解されており、追加記載した。
監査等のツボ	4) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、金融商品取引法に基づく公認会計士又は監査法人（監査人という）の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し、 <u>（2020年3月31日以後に終了する事業年度から）</u> 、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の内容を記載することが義務付けられた（2021年	4) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、金融商品取引法に基づく公認会計士又は監査法人（監査人という）の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の内容を記載することが義務付けられている（企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月	KAMの運用は既に開始されているため、適用開始についての文言は削除した。また、関連参考文献を該当文の末尾に付記した。

<p>3月31日以後に終了する事業年度から)。「監査上の主要な検討事項(KAM)」は、監査計画立案のときに監査役(会)と協議した事項(重要な虚偽表示のリスクが高い事項、見積りの不確実性の高い事項等)の中から、監査の過程を経て監査人によって決定される。監査役(会)は、会計監査の実効性の向上を図るため、より一層、監査人との協議や双方向コミュニケーションが望まれる。</p>	<p>5日、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」平成30年11月30日)。「監査上の主要な検討事項(KAM)」は、監査計画立案のときに監査役(会)と協議した事項(重要な虚偽表示のリスクが高い事項、見積りの不確実性の高い事項等)の中から監査の過程を経て監査人によって決定される。監査役(会)は、会計監査の実効性の向上を図るため、より一層、監査人との協議や双方向コミュニケーションが望まれる。</p>	
---	--	--

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

I-4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携

p. 7~p. 8

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	<p><新設></p>	<p>□3. [社外監査役がいる場合]社外監査役は、独立性、中立性等の立場に基づき、積極的に情報共有や発言をしている。</p>	<p>社外監査役がその機能を有効に発揮しているか確認する必要があるため、確認事項を追加した。</p>
説明	<p><新設></p> <p>(4) 監査役会の機能を発揮し、監査の実効性を高めるためには、特に下記の工夫が重要である。</p> <p>①各監査役は、積極的に忌憚のない意見交換を行い、納得がいくまで審議する。審議を尽くした結果、監査役会の決定が会社法390条2項3号の決定に関する事項(上述(2)③)で、それに対して意見が異なる監査役は、自らの意見に基づき調査や発言等の行動をする。この場合、監査役会の議事録に監査役会の決定に異議を唱える監査役の氏名とその意見</p>	<p>(2) 社外監査役(証券取引所上場規程により指定された独立役員を含む。)は、独立性、中立性及び一般株主の利益を踏まえた公平・公正な意見表明が求められている。社外監査役は、期待されている機能を発揮して、他の監査役との情報共有等に努め、代表取締役及び取締役会に対し積極的に意見を述べるべきである。</p> <p>以下、番号を順次繰り下げる。</p> <p>(3) ⇒ (4), (4) ⇒ (5), (5) ⇒ (6), (6) ⇒ (7), (7) ⇒ (8), (8) ⇒ (9)</p> <p>(5) 監査役会の機能を発揮し、監査の実効性を高めるためには、特に下記の工夫が重要である。</p> <p>①各監査役は、積極的に忌憚のない意見交換を行い、納得がいくまで審議する(会社規105④)。審議を尽くした結果、監査役会の決定が会社法390条2項3号の決定に関する事項(上述(2)③)で、それに対して意見が異なる監査役は、自らの意見に基づき調査や発言等の行動をする。これを監査役の独任制という。この場合、監査役会の議事録に監査役</p>	<p>[確認事項]の追加に伴い、社外監査役に関する[説明]を新設した。</p> <p>原文の[説明]①の文章の中に、「監査役の独任制」の趣旨を表現している文章があることから、その旨を追加して明記した。</p>

	<p>を記録しておかないと、その監査役も決定に賛成したと推定されるので注意が必要である。</p> <p>②社外監査役が期待されている機能を発揮できるよう情報の共有・資料の事前送付等に配慮する。</p> <p>③監査役（会）は、監査役に既に与えられている権限・機能を再確認し、能動的に財務・法務部門等に追加情報を求め、必要なときは、独立した立場にある社外の公認会計士・弁護士・その他専門機関等（国税税務相談等）の助言を得ることが重要である。なお、監査役はこれらの費用を会社に請求することができる。</p>	<p>会の決定に異議を唱える監査役の氏名とその意見を記録しておかないと、その監査役も決定に賛成したと推定されるので注意が必要である（会社 393④）。</p> <p>②監査役会は、社外監査役が期待されている機能を発揮できるよう情報の共有・資料の事前送付等に配慮する。</p> <p>③監査役（会）は、監査役に既に与えられている権限・機能を再確認し、能動的に内部統制を主管する部署（財務・法務部門を含む）及び内部監査部門等に追加情報を求め、必要なときは、独立した立場にある社外の公認会計士・弁護士・その他専門機関等（国税税務相談等）の助言を得ることが重要である。なお、監査役はこれらの費用を会社に請求することができる（会社 388）。</p>	<p>社外監査役に期待されている機能が発揮できるように配慮するのは、監査役会の役割と考えられ、主語を補足した。</p> <p>監査役の職務のうち、内部統制システムの監査は特に重要なため、連携対象とする部署を明記した。</p>
--	---	--	--

II. 業務監査に関する項目 II-1. 取締役会への出席・意見陳述 / 重要な会議への出席 p. 9

	2021 年版原文	2022 年版（案）	理由・根拠
確認事項	<p>□ 2. 取締役会の議事録が、法令の定めに従い議事の概要を正確に記載していることを常に確認して、記名押印を行っている。</p>	<p>□ 2. 取締役会の議事録が、法令の定めに従い議事の概要を正確に記載していることを常に確認して、署名（電子署名を含む）又は記名押印を行っている。</p>	<p>取締役会議事録は、会社法 369 条第 2 項で書面への署名又は記名押印、第 3 項で電磁的記録への電子署名について定めている。署名について記述が漏れていたため補足した。</p>
説明	<p><新設></p> <p>(2) 監査役は、取締役会の議事録に署名又は記名押印を行う義務を有し、議事録が取締役会の議事概要を正確に記載しているかを確認し、正確に記載されていないと認める場合は、訂正を求める。</p>	<p>(1) 監査役は、取締役の職務の執行を監査する（会社 381①）。</p> <p>以下、番号を繰下げる。 (1)⇒(2), (2)⇒(3), (3)⇒(4)</p> <p>(3) 監査役は、取締役会の議事録に署名（電子署名を含む）又は記名押印を行う義務を有し、議事録が取締役会の議事概要を正確に記載しているかを確認し、正確に記載されていないと認める場合は、訂正を求める（会社 369、会社規 101・225）。</p>	<p>監査役の基本的権限を「確認書」の他の箇所では明記していないため、ここで明記した。</p> <p>署名には、会社法 369 条 4 項、会社規 225 条で定める電子署名も該当するので補足した。</p>

	2021年版原文	2022年版(案)	理由・根拠
説明	<p>(1) <u>取締役会等の意思決定の監査に当たっては、以下の観点から監視、検証を行う必要がある。</u></p> <p>① 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</p> <p>② 意思決定が取締役又は第三者の利益でなく、会社の利益を第一に考えていること</p> <p>③ 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと</p> <p>④ 意思決定過程が合理的であること</p> <p>⑤ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと</p> <p>(2) <u>取締役(会)の経営の意思決定は、将来発生するリスクに挑戦することを含めその裁量の範囲が広いとされているが、「取締役会等の意思決定の監査の5項目」及び「経営判断の原則」に十分に配慮されていない場合は、善管注意義務違反として責任を問われるおそれがある。</u></p> <p>(5) 取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員の書面による同意の有無を確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する。書面決議について、監査役は、書面にて意思表示することが望ましい。</p>	<p>(1) <u>取締役及び取締役会等(監査役が出席するその他重要な会議を含む。以下同様)の意思決定の監査、及び業務執行の監査に当たっては、以下の観点から監視、検証を行い、必要と認めた場合、取締役及び取締役会等に対し、意見を表明しなければならない。</u></p> <p>① 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</p> <p>② 意思決定が取締役又は第三者の利益でなく、会社の利益を第一に考えていること</p> <p>③ 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと</p> <p>④ 意思決定過程が合理的であること</p> <p>⑤ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと</p> <p>(2) <u>取締役及び取締役会等の意思決定は、将来発生するリスクに挑戦することを含めその裁量の範囲が広いとされているが、「取締役及び取締役会等の意思決定の監査の5項目」(上述(1)参照)及び「経営判断の原則」(下記[参考]欄*印参照)に十分に配慮されていない場合は、取締役のほか、場合によっては監査役も、善管注意義務違反として責任を問われるおそれがある(会社330・民法644)。</u></p> <p>(5) 取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員の書面による同意の有無を確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する。書面決議について、監査役は、書面にて意思表示することが望ましい。<u>書面決議を行うためには、その旨、定款で定めている必要がある(会社370)。</u></p>	<p>会社における意思決定の監査、業務執行の監査の対象として、取締役、取締役会、その他監査役が出席すべき重要な会議(「等」に該当)を対象とする旨、明確にした。また、問題点があれば、取締役や取締役会に対し、意見を言うべきことを明記した。</p> <p>「取締役(会)」の表現を改め、明確にした。善管注意義務違反を問われるおそれのある者は、取締役だけでなく監査役も含まれる場合があることを明記した。</p> <p>会社法370条に基づき、定款規定が必要であることを付記した。</p>

参考	<p>○監査役監査基準 21 条[取締役の職務の執行の監査]、22 条[取締役会等の意思決定の監査]、23 条[取締役会の監督義務の履行状況の監査]</p> <p>*経営判断原則（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要」旬刊商事法務 2005 年 2 月 15 日号(NO.1722) 31 頁） ・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無 ・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否</p>	<p>○監査役監査基準 22 条[取締役の職務の執行の監査]、23 条[業務執行取締役の職務執行の監査]、24 条[取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]</p> <p>*経営判断原則（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要」旬刊商事法務 2005 年 2 月 15 日号(NO.1722) 31 頁） ・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無 ・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否</p>	<p>日本監査役協会「監査役監査基準」の 2021 年 12 月 16 日改定にともない修正した。</p> <p>経営判断原則の記述は原文どおり。</p>
----	--	---	---

II. 業務監査に関する項目 II-3. 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求 p.11 ~ p.12

	2021 年版原文	2022 年版	理由・根拠
説明	(2)取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役会に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。	(2)取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役会に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。緊急性があると認めるときは、監査役は、定時取締役会開催日まで待つことなく、取締役会の招集権者等に臨時取締役会の招集の請求をすること、又は自ら取締役会を招集することができる（会社 383）。	[確認事項]□2. 取締役会の招集請求について、[説明]欄で説明がなかったため、[説明](2)に追加した。
参考	○監査役監査基準 21 条[取締役の職務の執行の監査]	○監査役監査基準 22 条[取締役の職務の執行の監査]、23 条[業務執行取締役の職務執行の監査]、24 条[取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]	協会「監査基準」の改訂に伴い、関連条文を追加した。

II. 業務監査に関する項目 II-4. 競業取引・利益相反取引等の監査 p.12 ~ p.13

	2021 年版原文	2022 年版	理由・根拠
確認事項	□2. 無償の利益供与が行われていないかを取締役会審議、決裁書閲覧等で確認している。	□2. 株主等の権利行使に関する利益供与が行われていないか取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。	株主等の権利行使に関する会社法上の規定に沿った [確認事項] とし、金銭による利益供与を会計帳票で監査することを付記した。
説明	(1) 監査役は、以下の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する義務を有し、取締役会の承認を得ているか、社内の承認手続きが適正に行われて	—左記原文、削除—	

<p>いるかなどを監視、検証する。</p> <p>①競業取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と同様の事業に属する取引）及び利益相反取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と利益が相反する取引）：役員の兼務状況、該当取引が発生するような兼務先の有無を予め確認し、競業取引・利益相反取引がある場合は、取締役会で事前承認・結果報告が為されているかを確認する。</p> <p>②会社がする無償の財産上の利益供与： 利益供与については、寄付金、広告宣伝費、交際費、会費、雑費等に含まれることが多いので、相手先・支出の内容が適法か、金額が適切かを適宜確認する。</p> <p>③関連当事者（親会社又は子会社若しくは株主等）との取引等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関連当事者との取引条件が一般と異なる取引は、取引条件の設定・改定について、所管部門ないし当該関連当事者から適宜確認するとともに、公開会社又は会計監査人設置会社の場合は、計算書類の個別注記表等にその取引条件が記載されていることを確認する。</u> ・個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、自社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由、社外取締役の意見が異なる場合はその意見が事業報告等に適正に記載されているかを 	<p>(1)競業取引・利益相反取引 取締役が、競業取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と同様の事業に属する取引）及び利益相反取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と利益が相反する取引）をしようとするときは、取締役会の承認を得なければならない（会社 356・365・428）。また、当該取引をした取締役は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない（会社 365 ②）。監査役は、役員の兼務状況、該当取引が発生するような兼務先の有無を予め確認し、競業取引・利益相反取引がある場合は、取締役会で事前承認・結果報告が為されているかを確認する。</p> <p>(2)株主等の権利行使に関する利益供与 株主等の権利行使に関して会社が財産上の利益供与をすることは、原則、禁止されている（会社 120）。金銭の支払いによる利益供与については、寄付金、広告宣伝費、交際費、会費、雑費等に含まれることが多いので、相手先・支出の内容が適法か、金額が適切かを適宜確認する。</p> <p>(3)関連当事者との取引 関連当事者との取引については、監査役は、以下の点について確認しなければならない。</p> <p>①関連当事者（親会社又は子会社若しくは株主等）との取引等で取引条件が一般と異なる取引は、取引条件の設定・改定について、所管部門ないし当該関連当事者から適宜確認するとともに、公開会社又は会計監査人設置会社の場合は、計算書類の個別注記表等にその取引条件が記載されていることを確認する（会算規 112）。</p> <p>②「<u>関連当事者との取引に関する注記</u>」に表示された親会社等との間の取引（会社と第三者との間の取引で親会社と利益が相反する取引を含む）に関し、事業報告等に、イ. 自社の利益を害さないように留意した事項、ロ. 当該取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及び</p>	<p>原文(1)①～④の形式で記述していた内容を、(1)～(4)の項目建てで記述し、それぞれ小見出しを付けた。また、原文の説明内容に記述を補足し、より分かり易い文章にした。</p>
---	---	--

	<p>確認し、監査役の意見を監査報告に記載する。</p> <p>④自己株式の取得及び処分又は消却の手続</p> <p>(2) 監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。</p> <p>(3) 事業年度ごとに、定期的に各取締役から関連当事者との一般的でない取引の有無、その内容などに関する取締役からの確認書（「取締役職務執行確認書」の活用等）を徴することも有効である。</p>	<p>その理由、ハ、社外取締役の意見が異なる場合はその意見の3項目が事業報告等に記載されなければならない（会社規118五）。監査役は、適正に記載されているかを確認し、監査役の意見を監査報告に記載する（会社規129①六・130②二）。</p> <p>(4) 自己株式の取得及び処分又は消却 自己株式の取得及び処分又は消却の手続については、会社法の規定に従った手続きで行われているか（会社155・178）確認する。</p> <p>(5) 競業取引等における監査役役割 監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。</p> <p>—削除— [監査のツボ]1)に移設</p>	<p>(5)についても小見出しを付記した。文章は、原文通り。</p> <p>記述内容がアドバイスの内容のため、[監査のツボ]に移設した。</p>
監査ツボ	<新設>	1) 事業年度ごとに、定期的に各取締役から関連当事者との一般的でない取引の有無、その内容などに関して取締役の確認書（「取締役職務執行確認書」）の提出を求めることも有効である。 原文1)の番号を2)とする。	同上

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	□1. 取締役・使用人へのヒアリング、重要書類の閲覧等を通して、その職務が適法かつ適正に実行されているか、調査を行った。	□1. 取締役・使用人へのヒアリング、重要書類・電磁的記録の閲覧等を通して、その職務が適法かつ適正に実行されているか、調査を行った。	会社の情報システムや個人用PCに保存されている文書等ファイルの閲覧も必要であることから追記した。
説明	<p>(2) 監査役は、取締役の意思決定、業務執行、内部統制システムの構築・運用状況等に関する重要な書類を閲覧し、必要な場合には、取締役・使用人に対して説明を求めることができる。</p> <p>(5) 監査役は不正の未然防止に努める為、会議費、交際費のチェック、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等、適宜抜き取り調査の実施などを行い、牽制効果を発揮すると共に、不正の芽の早期発見に努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。また、<u>内部通報窓口が設置されている場合には、通報内容のうち重要なものについては適時適切に把握することに努める。</u></p>	<p>(2) 監査役は、取締役の意思決定、業務執行、内部統制システムの構築・運用状況等に関する重要な書類や電磁的記録を閲覧し、必要な場合には、取締役・使用人に対して説明を求めることができる（会社381②）。</p> <p>(5) 監査役は、不正の未然防止に努めるため会議費、交際費のチェック、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等、適宜抜き取り調査の実施などを行い、牽制効果を発揮するとともに不正の芽の早期発見に努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。また、内部通報窓口や顧客からの苦情相談窓口に寄せられた通報・相談について窓口担当部署等から定期的に、かつ重要なものについては、適時適切に報告を受け、その内容を把握するように努める。必要に応じて、監査役も内部通報窓口のひとつとなることを検討する。</p>	<p>監査の対象として、情報システムやPCに保存されているデータも閲覧が必要になる場合があるため、「電磁的記録」を追加した。</p> <p>不正の兆候の情報を得るためには、内部通報や苦情相談窓口からの情報も重要であるため、その旨、追記した。</p>
監査のツボ	<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>1) 会社の業務や情報伝達のデジタル化の進展にともない、監査役は、オンライン会議システムを利用した面談、電子データによる書類閲覧、資産等の画像閲覧などを活用し、監査の実効性、効率性を高めるべきであり、特に国内外の遠隔地の部署・子会社等の監査においてはそれが求められる。</p> <p>2) その一方で、業務のデジタル化によって従前に比べ業務プロセスがブラックボックス化したり、データへのアクセスが困難になったりすることがあるので、監査役はコンピュータによる業務処理手順等を検証したり、データアクセス権限の付与を積極的に受けたりする必要がある。また、監査役が直接往査に赴かない監査の場合、監査の見落としや不都合な情報が隠蔽されるおそれがあるので、頻繁にオンライン面談</p>	<p>会社業務のデジタル化に伴う監査方法の変化、及びコロナ禍における代替的監査方法としてのデジタル化への変化が進展している状況に鑑み、留意すべき事項を記述した。</p>

	<p><新設></p>	<p>を実施し、質問内容を詳細に設定する、あるいは、電子データへのアクセス頻度を高める、などの工夫が求められる。</p> <p>3) 会社の情報システムへの社外からの悪意のある攻撃や情報漏えいの発生のおそれに対して、情報システム部門のセキュリティ管理状況にも注意を払わなければならない。</p> <p>以下、番号を繰下げる。 1) ⇒ 4) 2) ⇒ 5)</p>	
--	-------------------	---	--

II. 業務監査に関する項目 II-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 p. 20 ~ p. 21

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	<p>□ 2. 取締役が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため、監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。</p> <p>□ 3. 不祥事の発生又は発生が疑われると認めたため、直ちに取締役に報告し、必要に応じ助言又は勧告等をした。</p> <p>□ 4. 必要に応じて、調査委員会の設置を提言し、<u>同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めた。</u></p> <p>□ 5. 取締役又は調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を勧告し、又は、自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。</p> <p>□ 6. <u>利害関係があると認められる場合を除き、第三者委員会の委員に就任することが望ましいと承知している。</u> <u>また、委員に就任しない場合には、委員会の設置の経緯及び対応状況について説明を受けた。</u></p>	<p>□ 2. 取締役又は従業員等が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため、監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。</p> <p>□ 3. 監査役への報告又は監査役の調査の結果、不祥事の発生又は発生が疑われると認めたため、直ちに取締役に報告し、必要に応じて、助言、勧告、<u>取締役の行為の差止請求等を行った。</u></p> <p>□ 4. 必要に応じて、調査委員会の設置を提言した。</p> <p>□ 5. <u>取締役が調査委員会を設置せず、又は調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められたため、第三者委員会の設置を勧告し、又は、自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。</u></p> <p>□ 6. <u>必要に応じて、かつ監査役に利害関係があると認められないため、調査委員会又は第三者委員会の委員に就任した。</u></p>	<p>不祥事発生の際の疑いがあるとき、又は不祥事の発生時に、監査役が行うべき対応について、できるだけ時系列的に分かり易く追えるように確認事項の文章を整理した。</p>

	<p><新設></p> <p>□7. 不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方に関する取締役及び調査委員会、第三者委員会の対応状況を監視し検証した。</p> <p>□8. 不祥事に該当することは、発生しなかった。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>□7. 調査委員会又は第三者委員会の委員に就任していない場合、委員会から説明を受け、対応状況の把握に努めた。</p> <p>□8. 不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方に関する取締役及び調査委員会、第三者委員会の対応状況を監視し検証した。(原文通り)</p> <p><削除></p> <p>□9. 不祥事の発生が疑われる事象はなかった。</p> <p>□10. 不祥事の発生がなかった。</p>	
説明	<新設>	<p>(4) 監査役は、取締役が法令や定款に違反する行為をし、又はするおそれがあり、かつその行為により会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、取締役に対し、当該行為をやめるように請求することができる(会社385①)。</p> <p>以下、番号を順次繰り下げる。 (4)～(8) ⇒ (5)～(9)</p>	<p>会社法 385 条に基づき監査役に取締役の行為の差止め権限のあることを追加記載した。確認事項□3. に付記したことに伴う。</p>

II. 業務監査に関する項目 II-1 1 企業集団に関する監査 p. 22 ~ p. 23

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	<p>□2. 企業集団の内部統制監査に当たり、内部監査部門等及び会計監査人との意思疎通、情報交換を図るように努めている。</p> <p>□4. 子会社・関連会社の事業報告・決算関係書類を閲覧し、必要に応じて子会社等の業務及び財産の状況を調査している。</p>	<p>□2. 企業集団の内部統制監査に当たり、親会社の内部監査部門等及び会計監査人との意思疎通、情報交換を図るように努めている。</p> <p>□4. 子会社・関連会社の事業報告・決算関係書類を閲覧し、必要に応じて子会社・関連会社の業務及び財産の状況を調査している。</p>	<p>確認事項□2. は、親会社における連携であることを明瞭にした。</p> <p>□3. が子会社・関連会社の監査であることと対比している。</p> <p>□4. 同じ文章内の用語の統一をした。</p>
説明	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>(1)親会社の監査役は、その職務を行うため、必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する。但し、子会社の監査は、あくまでも子会社の監査役が行う点に留意する。</p>	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>(1)親会社の監査役は、その職務を行うため、必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する(会社381③)。ただし、子会社の監査は、あくまでも子会社の監査役が行う点に留意する。また、子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(会社381④)。</p>	<p>会社法の規定により、親会社の監査役による子会社への報告徴求権限、調査権限は、制限される場合もあることを付記した。</p>

II. 業務監査に関する項目 II-13. 事業報告等の監査 p. 24

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	□ 1. 株主総会に提出される事業報告およびその附属明細書が適法かつ会社の状況を正しく示しているかを確認している。	□ 1. 事業報告及びその附属明細書が適法かつ会社の状況を正しく示しているかを確認している。	事業報告附属明細書は、株主総会への提出が義務付けられていないため、誤解を生じさせないように文章を変更した。
説明	<p>(1) 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監査するが、当該年度に係る取締役が作成する事業報告およびその附属明細書が会社の状況を適法かつ適正に示しているかを作成段階から適宜検証することが望ましい。事業報告の附属明細書の作成は、すべての会社に義務付けられている。</p> <p>(2) 監査役は、取締役が株主総会に提出する事業報告及びその附属明細書を監査役監査報告の法令に定める監査役監査報告の通知期限までに監査する。</p> <p>(3) 監査役は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。</p>	<p>(1) 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監査するが、当該年度に係る取締役が作成する事業報告及びその附属明細書が会社の状況を適法かつ適正に示しているかを作成段階から適宜検証することが望ましい。事業報告及びその附属明細書の作成は、すべての会社に義務付けられている(会社 435②、会社規 128)。ただし、株主総会への提出を義務付けられているのは、事業報告だけである(会社 437・438)。</p> <p>(2) 監査役は、事業報告及びその附属明細書を法令に定める監査役監査報告(監査役会設置会社の場合、監査役会監査報告)の通知期限までに監査する(会社規 129・130・132)。</p> <p>(3) 監査役は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない(会社規 129①二)。監査役会設置会社の場合、監査役会監査報告にも記載しなければならない(会社規 130②二)。</p>	<p>会社法 437 条及び 438 条の規定により、事業報告を株主総会に提供、提出することが義務付けられているが、その附属明細書の提供、提出は義務付けられていないことを付記した。</p> <p>監査役会監査報告に対する対応を付記した。</p> <p>監査役会監査報告に対する対応を付記した。</p>

III. 会計監査に関する項目 III-2. 会計監査人設置会社の会計監査 p. 26 ~ p. 27

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
監査ツボ	<新設>	5) 会計監査人が実施する債権債務残高確認については、回答の回収状況、回答内容の問題点の有無について会計監査人に照会し、勘定残高に問題がないことを確認する。	会計監査人の監査において、残高確認は重要な監査項目であるため、その状況を会計監査人に確認すべきことを付記した。

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 p. 27 ~ p. 28

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
説明	<p><新設></p> <p>(3)監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容について会計監査人から事前に説明を受ける。会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などに関する情報を入手し、見積りが適切であるかについて確認し、同意・不同意に関する判断とその理由を文書により代表取締役提出する。</p>	<p>(3)監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意がある場合、その会計監査人を解任することができる(会社 340)。</p> <p>①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>なお、解任後最初の株主総会において、その理由を報告する必要がある。また、当該事業年度の事業報告に理由を記載する(会社規 126 九)。</p> <p>4)会計監査人の報酬等を定めるときは、監査役(監査役が二人以上いる場合、その過半数、監査役会設置会社では、監査役会)の同意が必要である(会社 399)。監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容について会計監査人から事前に説明を受ける。会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などに関する情報を入手し、見積りが適切であるかについて確認し、同意・不同意に関する判断とその理由を文書により代表取締役提出する。</p> <p>以下、番号を順次繰り下げる。 (4)～(5) ⇒ (5)～(6)</p>	<p>監査役は、監査役(会)の職務として、会計監査人を法的事由で解任することも重要なため、その手続を追加記載した。</p> <p>取締役が会計監査人の報酬等を定めるとき、監査役(会)の同意が必要であることが、原文の記述の前提となるので、文章の始めに補足した。</p>

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 p. 28 ~ p. 30

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認項目	<p>□4. 会計監査人の交代があった場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。</p>	<p>□4. 会計監査人が交代する場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。</p>	<p>[説明] (7)の文章上の用語と同じ表現にした。</p>
監査のツ	<p><新設></p>	<p>3)会計監査人は、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分(以下「その他の記載内容」という。)に対し、通読と財務諸表との重要な相違の識別のほか、監査の過程で得た知識との比較、「その他の記</p>	<p>企業会計審議会による監査基準改訂に基づき、会社計算規則改正が行われ、日本公認会計士協会も会計監査において「その他の記載</p>

ボ		<p>載内容」における重要な誤りの兆候に注意を払うこと、及び監査報告書において見出しを付した独立した区分での報告を行うことが求められている（「監査基準の改訂に関する意見書」2020年11月6日、日本公認会計士協会「監査基準委員会報告720」2021年1月14日改正、会算規126①五 2021年1月29日公布・施行）。会社法監査では事業報告及びその附属明細書が「その他の記載内容」となり、会計監査人の報告内容は監査役（会）の監査報告とも関連するため、「その他の記載内容」についての監査役（会）と会計監査人とのコミュニケーションは重要である。</p> <p>以下、番号を順次繰り下げる。 3)～4) ⇒ 4)～5)</p>	<p>内容」の取扱いを定めたため、監査役（会）の対応を記載した。</p>
---	--	--	--------------------------------------

IV. 監査報告に関する項目 IV-1. 監査調書／監査内容等の報告・通知 p. 31

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認	<p>□3. 期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査調書と合わせて期末監査調書を作成した。</p>	<p>□3. 期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査業務と合わせて期末監査調書を作成した。</p>	<p>[説明] (3)の記述とともに、文脈を整え文意を分かりやすい表現に変更した。</p>
説明	<p>(3)監査役は、監査報告を作成するために、期末監査調書を取り纏める。 期中監査及び期末監査の結果を踏まえ、監査意見の策定根拠を明らかにし、かつ適正に監査を実施したことを立証するためである。期中監査で実施した監査方法及び監査結果、並びに監査意見に至った過程及び理由等を整理し、事業報告の監査、期末の会計監査等、期末に実施した監査と合わせて、期末監査調書を作成する。</p>	<p>(3)監査役は、監査報告を作成するために、期末監査調書を取り纏める。 期中監査及び期末監査の結果を踏まえ、監査意見の策定根拠を明らかにし、かつ適正に監査を実施したことを立証するためである。期中監査で実施した監査方法及び監査結果、並びに監査意見に至った過程及び理由等を整理し、事業報告の監査及び期末の会計監査など期末に実施した監査業務と合わせて、期末監査調書を作成する。</p>	<p>同上</p>

IV. 監査報告に関する項目 IV-3. 提出議案の調査／株主総会への報告・説明等 p. 32 ~ p. 33

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
説明	<p>(1)監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録の内容と備置状況、日程（招集通知・開催日の関係）、議決権行使の基準日（定款との関係）、書面投票準備状況等について、取締役会への出席、株主総会</p>	<p>(1)監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料の内容と備置状況、日程（招集通知・開催日の関係）、議決権行使の基準日（定款との関係）、書面投票準備状況等について、取締役会への出席、</p>	<p>関連する会社法384条、会社法施行規則106条の条文に沿った正確な記述に修正した。</p>

	<p>招集通知・添付書類の閲覧、取締役等への確認により調査する。法令もしくは定款に違反し、また、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。(以下、原文通り)</p>	<p>株主総会招集通知・添付書類の閲覧、取締役等への確認により調査する。法令もしくは定款に違反し、また、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない(会社 384、会社規 106)。(以下、原文通り)</p>	
--	---	---	--

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-1. 取締役等の責任一部免除に関する事項 p. 34 ~ p. 35

	2021 年版原文	2022 年版	理由・根拠
<p>説明</p> <p>説明</p> <p>説明</p>	<p><新設></p> <p>(1) 取締役の会社に対する任務懈怠責任は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、下記 i ~ iii の方法で、賠償額の一部を免除することができる。(以下、原文どおり)</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(1) 取締役、監査役、執行役又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任(任務懈怠責任)を負うことになる(会社 423 ①)。この責任は、総株主の同意がなければ、原則、免除することができない(会社 424)。</p> <p>番号を(2)に変更する。文章の記述内容は、原文通り。</p> <p>(2) 取締役の会社に対する任務懈怠責任は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、下記 i ~ iii の方法で、賠償額の一部を免除することができる(会社 425)。(以下、原文どおり。会社法条文番号を付記している)</p> <p>(3) 役員等が、その職務を行うに当たって、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになる(会社 429①)。また、取締役が計算書類や事業報告等に記載する重要な事項について虚偽記載をしたとき、あるいは、監査役等が監査報告に同様の虚偽記載をしたときなども第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(会社 429②)。ただし、当該行為をしたことについて注意を怠らなかったことを自ら証明したときは、賠償責任を免れることができる。</p> <p>(4) 令和元年改正会社法により、補償契約(役員等が法令違反の疑いや責任追及を受けたときにその対応費用及び第三者に生じた損害賠償による損失の全部もしくは一部を会社が補償する契約：会社 430 の 2)及び役員等のために締結される保険契約(いわゆる D&O 保険：会社 430 の 3)に関する</p>	<p>会社法 423 条に規定する役員等の損害賠償責任の免除について、総株主の同意が求められることが原則であることを最初に説明し、次に免除できる要件を[説明](2)で説明する記述に変更した。</p> <p>会社法 429 条で定める役員等の第三者に対する損害賠償責任についても重要なことであるため、その免除に関する要件を追加記載した。</p> <p>令和元年改正会社法により、会社法に規定された、「補償契約」「会社役員等賠償責任保険契約」の概要を記載した。</p>

	<p>(2)平成 26 年改正会社法により、定款の定めで、<u>社外監査役</u>でなくとも<u>監査役は、会社と責任限定契約を締結できることとなった</u>。監査役は、責任限定契約の締結の要否について検討することが望ましい。</p>	<p>規律が会社法に定められた。いずれの契約も株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）において決議した場合に、役員等は会社と当該契約を締結することができる。</p> <p>(5)監査役は、定款の定めで会社と責任限定契約を締結できるため、責任限定契約の締結の要否について検討することが望ましい（会社 427①）。</p>	<p>責任限定契約の会社法の規定への対応について、現状に合わせた記述に変更した。</p>
--	---	---	--

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応 p. 35

	2021 年版原文	2022 年版	理由・根拠
説明	<p>(3)平成 26 年改正会社法により、いわゆる多重代表訴訟制度が創設された。<u>最終完全親会社等の（ただし、公開会社では 6 か月前から）の株主は、大規模な完全子会社の取締役の損害賠償責任（特定責任）について、完全子会社に対し、提訴請求をすることができる。</u></p>	<p>(3)いわゆる多重代表訴訟制度により、最終完全親会社等の総株主の総議決権の 1%以上の数の株式を有する（ただし、公開会社では 6 か月前からの）株主は、大規模な完全子会社の取締役の損害賠償責任（特定責任）について、完全子会社に対し、提訴請求をすることができる（会社 847 の 3①）。</p> <p>（以下、原文通り。会社条文を付記）</p>	<p>多重代表訴訟を提起できる株主の要件を会社法条文に合わせた記述に修正した。</p>